

返済猶予 効果乏しく

中小の64%

4年以上改善せず

銀行の半分

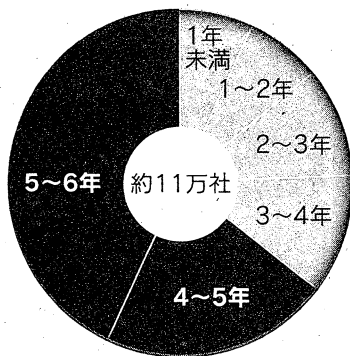
低リスクなら放置

地方銀行など106行が返済猶予など融資条件の変更に応じた中小企業のうち6割強が、4年以上たっても経営改善していないことが金融庁の調査で分かった。銀行が再建計画作りなどで継続的に支援をしている割合も半分弱にとどまる。担保などで貸し倒れリスクが低い企業については銀行が「放置」し、企業の経営改善努力も後退しがちな実態が浮かび上がった。

再建の努力後退 金融庁調べ

金融庁は不振企業の扱っている。このため今年度 検査・監督を通じて重点的 な事業再生が地域経 営は各行の条件変更先への 済の活性化に不可欠とみ 再生支援の実態を調査。

返済猶予などは長期化の傾向 (初回の条件変更からの経過年数)



地銀が2015年9月末時点で「元金の返済猶予」など条件変更に応じている取引先は約10万9千社。このうち最初の条件変更から5年以上たっている企業は43%だった。4年以上の21%と合わせて実に64%が、4年以上も経営状態が向上かないままだ。条件変更は09年12月に

施行された中小企業金融円滑化法に基づく措置だ。本来は返済条件を一時的に緩めている間に再生させることを目指したものの、実際には条件変更を繰り返しているだけの事例が多い。銀行が条件変更先の企業に再建計画づくりなどの支援をしている割合も47%にとどまる。信用保証協会による保証や土地などの担保で銀行が融資が貸し倒れるリスクを抱

▼中小企業金融円滑化法 中小企業から債務の返済猶予の申し込みがあれば、できるだけ応じる努力義務を銀行や信用金庫などに課した法律。中小企業の資金繰りを支援する目的で2009年12月に導入した。モラトリアム(返済猶予)法とも呼ばれた。時限立法で11年3月に期限を迎えるはずだったが、2度延長された。金融庁は同法が期限切れとなった13年3月以降も同様の対応を金融機関に求めた。

くが、回収しきれない分は最終的に公的資金で負担することになる。地銀6行を抽出した調査では、最初の条件変更から5年以上たっている企業1千社のうち49%は、保証や担保で融資の全額が銀行に戻る契約になっていた。総資産1億円未満の小規模企業では比率は62%に上がる。銀行は通常、取引先の経営実態に応じて、貸し倒れに備えた引当金を費

用として積んでいる。ただ全額が戻る契約なら、費用は不要になる。「汗をかかなくても貸し倒れる心配がないため、放置するのが合理的な判断になる」(金融庁幹部) 企業側にとっても「経営改善に向けた努力が後退する」(中小企業庁)要因になる。返済日が来るたびに条件変更を繰り返し、利払いだけ続けるケースが多い。条件変更の自身も大半は元金の返済猶予だけで、金利の減免まで踏み込んだ対応は少ない。 金融庁は今期からは地銀が地元にとだけ貢献しているかを客観的に評価する新たな指標(ベンチマーク)を導入した。55項目の選択制だが、担保や保証に依存した融資からの転換などは全地銀が取り組むべき共通項目に掲げた。銀行が適切にリスクを取ることで、事業再生を進めたい考えだ。